

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

一

○土地改良区役員就任及び退任の届出

(仙台地方振興事務所)

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

二

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正について

三

告 示

○宮城県告示第四百二十一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年四月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名

主たる営業所の所在地

建設許可番号

申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類

受付年月日

株式会社住販システムビルド赤木久一

仙台市青葉区通町二丁目五・二十八

特十九号

一部廃業特定建設業

平成二十四年三月二十七日

有限会社社医療
細川 守正
仙台市太白区西中田七丁目二十七・二十九
般二十一千八百七十六号
全部建設業
管工事業
平成二十四年三月二十二日

株式会社住販システム赤木久一
仙台市青葉区高玉町二・二十五
特二十一萬三千二百七十七号
一部建設業
土木工事業
平成二十四年三月二十七日

株式会社クロック
大飼 良次
仙台市青葉区中央一丁目三・一
般一萬四千九百九十二号
全部建設業
一般建設業
電気工事業
建築工事業
管工事業
塗装工事業
内装工事業
建具工事業
消防施設工事業
平成二十四年三月三十日

有限会社エイコ
I・ハウスケア
佐々木 英夫
仙台市泉区虹の丘四丁目十五・十八
般一萬七千六百六十一号
一部建設業
左官工事業
とび・土工事業
石工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
建具工事業
平成二十四年三月二十二日

株式会社サポート
堀内 章
仙台市宮城野区苦竹二丁目三・二十四
般一萬九千九百七十七号
一部建設業
建築工事業
平成二十四年三月二十三日

有限会社東北特
小松 厚
気仙沼市長磯七半沢百三十七
般一萬八千二百三十三号
一部建設業
塗装工事業
平成二十四年三月二十三日

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百二十一号
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、大和町吉田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十四年五月七日

三 許可取消しの原因

一 就任した者

宮城県仙台地方振興事務所
所長 薩 川 昌 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年四月七日	鷗橋浩之	黒川郡大和町吉田字入生田上六十番地	理事
平成二十四年四月七日	小野誠一	黒川郡大和町吉田字八志田一番地	理事
平成二十四年四月七日	阿部浩一	黒川郡大和町吉田字反町西六十七番地	理事
平成二十四年四月七日	堀籠稔	黒川郡大和町吉田字田久根前九番地の四	理事
平成二十四年四月七日	堀籠博司	黒川郡大和町吉田字百目木三十四番地	理事
平成二十四年四月七日	佐藤良一	黒川郡大和町吉田字中田三十一番地	理事
平成二十四年四月七日	本田昭吾	黒川郡大和町吉岡字館下七十四番地	理事
平成二十四年四月七日	堀籠幸夫	黒川郡大和町吉田字南五福院一番地の四	理事
平成二十四年四月七日	菅原三千男	黒川郡大和町吉岡南二丁目十番地の二	理事
平成二十四年四月七日	佐藤公夫	黒川郡大和町吉田字八反田上十五番地	理事
平成二十四年四月七日	浅野榮幸	黒川郡大和町吉田字八合田六番地の一	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十四年四月六日	鷗橋浩之	黒川郡大和町吉田字入生田上六十番地	理事
平成二十四年四月六日	小野誠一	黒川郡大和町吉田字八志田一番地	理事
平成二十四年四月六日	阿部浩一	黒川郡大和町吉田字反町西六十七番地	理事
平成二十四年四月六日	堀籠稔	黒川郡大和町吉田字田久根前九番地の一	理事
平成二十四年四月六日	堀籠博司	黒川郡大和町吉田字百目木三十四番地	理事
平成二十四年四月六日	佐藤良一	黒川郡大和町吉田字中田三十一番地	理事

公 告

平成二十四年四月六日	本田昭吾	黒川郡大和町吉岡字館下七十四番地	理事
平成二十四年四月六日	堀籠幸夫	黒川郡大和町吉田字南五福院一番地の四	理事
平成二十四年四月六日	菅原三千男	黒川郡大和町吉岡南二丁目十番地の二	理事
平成二十四年四月六日	佐藤公夫	黒川郡大和町吉田字八反田上十五番地	監事
平成二十四年四月六日	碓井忠郎	黒川郡大和町吉田字上童子沢九番地	監事

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 黒川郡富谷町明石字上向田六十六番三の一部、同字宮前八十四番、八十五番、八十六番、八十七番、九十一番及び九十二番の各一部、同字下犬ヶ沢十番二の一部及び十番四、同町明石台六丁目一番六、一番三十四及び一番三十五（一の二工区）

黒川郡富谷町明石字上向田六十六番二、六十九番三及び六十九番六並びに六十五番、六十六番三及び六十九番四の各一部、同字宮前八十五番、八十六番及び八十七番の各一部（一の五工区）

黒川郡富谷町明石台二丁目二十二番地の十

富谷町明石台東地区共同開発事業体
 代表 伊澤 隆平

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年五月七日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町針浜字浜中三百四十四番、三百四十五番、三百四十六番、三百四十七番、三百四十八番、三百四十九番、三百五十一番、三百五十二番、三百五十三番、三百五十四番、三百五十五番、三百五十六番、三百五十九番、三百六十番、三百六十一番、三百六十二番、三百六十四番、三百六十六番、三百六十七番、三百七十番及び三百七十一番並びに三百二番、三百五番、三百六番、三百八番、三百九番、三百六十九番、三百七十一番、三百七十三番、三百七十五番、三百七十七番、三百八十一番、三百八十三番、三百八十四番、三百八十五番、三百八十九番、三百九十番、三百九十一番、四百七番、四百九番及び四百十番の各一部並びに三百二番地先水路、三百八番地先水路、三百七十一番地先水路及び三百八十九番地先水路の各一部(第一工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

牡鹿郡女川町石浜字高森百五十五番地二

株式会社ヤマホンベイフーズ

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十二号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

東松島市大塚コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

東松島市民体育館

同 市小松字上浮足一六四番地

東松島市野蒜市民センター

同 市野蒜字龜岡八一番地